



# 広島県報

定期  
第8号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則	行政管理局	二
訓令	(県法規登載)	
職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令	人事室	二
広島県決裁規程の一部を改正する訓令	行政管理局	三
告示	(以上県法規登載)	
市町村の合併の特例に関する法律に基づく従前特例適用選挙区に係る人口	(地域行政室)	三
新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	"	四
換地計画に伴う字の区域の変更(二件)	(土地改良室)	四
保安林の指定の解除(二件)	(治山室)	四
保安林予定森林(三件)	"	五
道路の区域変更	(道路保全室)	六
平成十六年広島県告示第七百八十七号(港湾法の規定による広島圏都市計画広島臨港地区内における分区の指定)の一部を改正する告示	(港湾管理室)	六
公告		
県営土地改良事業の換地計画の樹立(三件)	(土地改良室)	六
都市計画の変更	(都市企画室)	七
土地改良事業計画変更協議の適否決定(市町村)	(福山地域事務所)	七
換地計画認可申請の適否決定(土地改良区)	"	七
公営企業管理規程		七

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程及び広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

(県法規登載)

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定  
個人演説会等を開催することができる施設についての変更

### 人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸田町、因島市中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則及び尾道因島地区衛生施設組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

(以上県法規登載)

### 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

## 公布された規則のあらまし

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則(規則第三号)(行政管理局)

### 改正の要旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報の受理に係る知事の権限を保健所長に委任するなど必要な改正を行った。

### 二 施行期日

平成十八年二月二日

規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第三号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号を次のように改める。

五 次に掲げる規定による職員の職務に専念する義務の免除の承認

(一) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条第八項

(二) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年広島県条例第六号)第二

条第一号及び第二号

(三) 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十四年広島県人事委員会規則第

七号)第二条第一号から第八号まで。ただし、同条第一号及び第二号については、

所長を除き、知事が免除したものの更新の場合に係るものに限る。

第五条第一項第十六号中「行為」の下に「(広島県行政組織規則第二条第二項に規定す

る本庁において一括して行う契約に関する事務を除く。)」を加える。

第九条第六十四号中(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、

(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、

(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、

(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、

(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、

(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、

(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、

(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、

(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、

(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、

(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、

(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、

(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、

(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、

(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、(戊)を(己)とし、(己)を(庚)とし、(庚)を(辛)とし、(辛)を(壬)とし、

(壬)を(癸)とし、(癸)を(甲)とし、(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)を(戊)とし、

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること。

(教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第三条 教育委員会に対する事務委任規則(昭和四十六年広島県規則第八十三号)の一部を

次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

(七) (一)から(六)までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

広島県訓令第二号

本庁

地方機関

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤田雄山

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する訓令(昭和二十七年広島県訓令第三号)の一部を次のように改

正する。

第九条第一項中「職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年広島県条例第六

号)第二条に規定する」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条

第八項又は職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年広島県条例第六号)第二

条の規定により」に改め、「して」の下に「任命権者又はその委任を受けた者に」を加える。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の勤務時間等に関する訓令第九条第一項の規定は、この訓令の施行の日以

後に申請する職務に専念する義務の免除について適用し、同日前に申請した職務に専念す

る義務の免除については、なお従前の例による。

広島県訓令第3号

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年二月二日

地 本  
方 機  
関 庁

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別表第五呉地域保健所長及び福山地域保健所長の項第五号中(ア)を(イ)とし、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、(イ)を(ウ)とし、(エ)を(ウ)とし、(ウ)を(エ)とし、(エ)を(ア)とし、(ア)を(エ)とし、(カ)を(キ)とし、(キ)を(カ)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)を(ク)とし、(コ)を(カ)とし、(カ)を(コ)とし、(サ)を(シ)とし、(シ)を(サ)とし、(セ)を(ゼ)とし、(ゼ)を(セ)とし、(ソ)を(ゾ)とし、(ゾ)を(ソ)とし、(タ)を(ト)とし、(ト)を(タ)とし、(チ)を(ツ)とし、(ツ)を(チ)とし、(ニ)を(リ)とし、(リ)を(ニ)とし、(ハ)を(ヘ)とし、(ヘ)を(ハ)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 第二十六条の三の規定による心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る

通報の受理

別表第五呉地域保健所長及び福山地域保健所長の項第十九号中「第五号(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)」を「第五号(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

広島県告示第百号

市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）第十三条第一項の規定による合併市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口は、次のとおりである。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

合併市町村	選挙区	選挙区の人口(人)
広島市(佐伯区)	広島市佐伯区	二二六、七四三
	佐伯郡	七、二八八

呉市	呉市	一九九、二五七
豊田郡	安芸郡	二五、一一九
三原市	豊田郡	二六、六三三
賀茂郡	三原市	八〇、九九二
豊田郡	賀茂郡	七、一四二
御調郡	豊田郡	一〇、八八〇
尾道市	御調郡	五、一八三
御調郡	尾道市	九〇、八八二
福山市・沼隈郡	御調郡	一三、六一二
福山市	福山市・沼隈郡	三九七、二五九
芦品郡	福山市	二一、一七八
府中市	芦品郡	三九、三四六
府中市	府中市	三九、三四六
神石郡・甲奴郡	府中市	五、八四三
三次市	神石郡・甲奴郡	三八、九〇六
神石郡・甲奴郡	三次市	三、〇一七
双三郡	神石郡・甲奴郡	一七、三七三
庄原市	双三郡	二〇、七四〇
庄原市	庄原市	一、七五八
神石郡・甲奴郡	庄原市	二〇、六五三
比婆郡	神石郡・甲奴郡	一三三、九六〇
東広島市	比婆郡	三八、七一一
賀茂郡	東広島市	一一、七四七
豊田郡	賀茂郡	七四、三八九
廿日市市	豊田郡	一一、七五三
廿日市市	廿日市市	三三、〇九〇
佐伯郡	廿日市市	一一、〇八一
高田郡	佐伯郡	一七、八五五
安芸高田市	高田郡	
安芸郡	安芸高田市	
江田島市	安芸郡	
佐伯郡	江田島市	

広島県告示第百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が大竹市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、大竹市長から届出があった。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤田雄山

大竹市晴海二丁目二の二、同二丁目三、四、六、八、九及び十の一の地先	位	置	欄	面積 一三六・三八三・三八平方メートル	下欄
	上欄				
大竹市晴海二丁目					

広島県告示第百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、神石高原町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、神石高原町長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十九条の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤田雄山

大字	上欄	地番	下欄
	上欄		
時安(山林部)	五〇九四の八、五〇九九の七から五〇九九の九まで	時安(耕地部)	大字

広島県告示第百三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、府中市所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、府中市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十九条の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規

定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤田雄山

大字	字	地番	上欄	水永丸山谷	田淵沖	田淵	大歳	田淵	声埵(山林部)	一九六の一	下欄	大字	字	水永田淵沖	丸山谷	大歳	田淵	東谷	二反田

広島県告示第百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
呉市郷原町字梨ヶ峠四八九の二、字一ノ松光山五六六の二・六〇八の一・六一九の三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

広島県告示第百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
広島市安芸区瀬野南町字龍王山一五九の八、一六〇の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

広島県告示第百六号

次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所  
江田島市沖美町是長字大名切四四の一から四四の四まで、五六
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び江田島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第百七号

次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所  
呉市下蒲刈町下島字平原九六七の一、九六八の一、乙九六六の三
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第百八号

次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所  
呉市倉橋町字草卸甲一八六の一、乙二一八八
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字草卸甲一八六の一・乙二一八八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年二月十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道  
 路線名 三七五号  
 道路の区域

区 間	別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
三次市作木町大津字井手平二五七番一	地先から	五・二〇〇	五	一一・二二	
三次市作木町伊賀和志字柳原三五四番一	地先から	五・〇〇〇	五	一一・二二	
三次市作木町伊賀和志字柳原三五四番一	地先から	二・五〇〇	五	一一・二二	
三次市作木町伊賀和志字野谷六二九番一	地先から	〇・〇〇〇	五	一一・二二	
三次市作木町伊賀和志字空山三四一番一	地先から	〇・〇〇〇	二	九〇・三	ダブルウェイ
三次市作木町伊賀和志字空山三四一番一	地先から	六・五〇〇	〇	〇	

広島県告示第七百十号

平成十六年広島県告示第七百八十七号(港湾法の規定による広島圏都市計画広島臨港地区内における分区の指定)の一部を次のように改正する。

なお、関係図書を広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県広島港湾振興局において縦覧に供する。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

表商港区の項中「同元宇品町」の下に、「同仁保沖町、同仁保四丁目、同丹那町」を、「広島市中区南吉島一丁目」の下に、「同吉島東一丁目、同吉島東三丁目」を加え、「一八三・一」を「一八四・六」に改め、同表工業港区の項中「同仁保沖町」の下に、「同仁保四

丁目」を加え、「三四八・八」を「三四九・七」に改める。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区(杉の原工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申し立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年 二月 二日から  
 平成十八年 二月二十二日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町所在の長瀬川地区(山根工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申し立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年 二月 二日から  
平成十八年 二月二十二日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によって、三次市所在の三次・吉舎地区(岡城区域)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年 二月 二日から  
平成十八年 二月二十二日まで

二 縦覧場所

三次市役所

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画臨港地区広島港臨港地区を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写

しを次により平成十八年二月二日から平成十八年二月二十二日まで縦覧に供する。  
なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月二日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所  
府中市 水 永 区画整理事業 府中市役所

次の換地計画認可申請については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年二月二日から平成十八年二月二十二日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月二日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所  
府中市 水 永 区画整理事業 府中市役所

公営企業管理規程

広島県公営企業管理規程第一号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程及び広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年二月二日

広島県公営企業管理者 中 村 博

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程及び広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

(企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第一条 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を削る。

(広島県公営企業事務委任規程の一部改正)

第一条 広島県公営企業事務委任規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第二条第一号、第二号、第三号及び第五号並びに企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号)第十八条第二項」を「第二条第一号から第四号まで及び第八号」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年二月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
いきいきサロン榎ヶ峰	尾道市長江三丁目三番三二号	平成一八年一月一〇日
尾道市因島人権文化センター	尾道市因島中庄町一〇八九番地一	平成一八年一月一〇日

尾道市因島人権福祉センター	尾道市因島三庄町二二九五番地一	平成一八年一月一〇日
尾道市因島市民会館	尾道市因島土生町八八番地一	平成一八年一月一〇日
若予文化情報センター	尾道市因島土生町一〇〇番地四	平成一八年一月一〇日
沢公民館	尾道市瀬戸田町沢六四番地一	平成一八年一月一〇日
瀬戸田光照苑	尾道市瀬戸田町瀬戸田四八二番地三	平成一八年一月一〇日
尾道市瀬戸田多目的研修集会施設	尾道市瀬戸田町瀬戸田五三五番地一	平成一八年一月一〇日
尾道市瀬戸田西体育センター	尾道市瀬戸田町福田五七七番地一	平成一八年一月一〇日

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年二月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

指 定 名 称	所 在 地	変 更 後	
		変 更 前	変 更 後
中央多目的研修集会施設	豊田郡瀬戸田町大字瀬戸田五三五番地の一	所在地	尾道市瀬戸田町瀬戸田五三五番地一
名 荷 公 民 館	豊田郡瀬戸田町大字名荷八五二番地	所在地	尾道市瀬戸田町名荷八五〇番地
林 公 民 館	豊田郡瀬戸田町大字林八四三番地の一	所在地	尾道市瀬戸田町林八四三番地一
中 野 集 会 所	豊田郡瀬戸田町大字中野四七四番地	所在地	尾道市瀬戸田町中野四七四番地



高根潮香園	豊田郡瀬戸田町大字高根四九〇番地の一	所在地	尾道市瀬戸田町高根四九〇番地一
福田たちばな荘	豊田郡瀬戸田町大字福田八六四番地の四	所在地	尾道市瀬戸田町福田八六四番地四
垂水垂幸園	豊田郡瀬戸田町大字垂水一一九〇番地の三	所在地	尾道市瀬戸田町垂水一一九〇番地三
田高根なぎさ園	豊田郡瀬戸田町大字萩三四九番地	所在地	尾道市瀬戸田町萩三四九番地
萩南風園	豊田郡瀬戸田町大字萩二〇九二番地	所在地	尾道市瀬戸田町萩二〇九二番地
生口島開発総合センター	豊田郡瀬戸田町大字宮原一五〇九番地の一	所在地	尾道市瀬戸田町宮原一五〇九番地一
御寺母子センター	豊田郡瀬戸田町大字御寺七六七番地の三	所在地	尾道市瀬戸田町御寺七六七番地三

### 人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年二月二日

#### 広島県人事委員会規則第一号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十四年広島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第七條の規定により団体交渉を行い、又は同法第十三条第一項の規定により設置する苦情処理共同調整会議に出席する場合

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

広島県人事委員会  
委員長 丸山 明

瀬戸田町、因島市中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則及び尾道因島地区衛生施設組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成十八年二月二日

広島県人事委員会

委員長 丸山 明

#### 広島県人事委員会規則第二号

瀬戸田町、因島市中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則及び尾道因島地区衛生施設組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

次に掲げる人事委員会規則は、廃止する。

一 瀬戸田町、因島市中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年広島県人事委員会規則第六号)

二 尾道因島地区衛生施設組合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和五十二年広島県人事委員会規則第十三号)

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第七号  
次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。)第六條に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第九條第一項の規定により告示する。  
平成18年2月2日

広島県公安委員会  
委員長 宮地 治夫

検定番号	55S0900	検定の有効期間	告示の日(平成18年2月2日)から3年間	遊技機の種類	回胴式遊技機	型式名	3D13エッジエックナル	申請者名(住所)	株式会社オウソピア 代表取締役 藤井 勝也 (東京都台東区東上野二丁目11番7号)	製造業者名(住所)	左 同
------	---------	---------	----------------------	--------	--------	-----	--------------	----------	---	-----------	-----

SP1046	同 上	ぱちんこ遊 技機	CRマジ ンゲーム 対クレー ムマシン ゲーム50 F	興村遊機株式会社 代表取締役 興村 昌美 (愛知県名古屋市中区 鶴舞二丁目2番18号)	左 同
SP1001	同 上	同 上	CR海の 詩TD	株式会社ミスホ 代表取締役 河野 庸規 (東京都江東区有明三丁 目1番地25)	左 同
SP1038	同 上	同 上	CR海の 詩MN	同 上	左 同
SP1092	同 上	同 上	CR海の 詩SW	同 上	左 同
SP1076	同 上	同 上	CRシン トバッド アトヘン チヤー A	同 上	左 同
SP0998	同 上	同 上	CRガメ ラ+2Z	サニー株式会社 代表取締役 片本 通 (東京都豊島区東池袋三 丁目1番1号サンシャ イン60)	左 同
5J0970	同 上	じゃん球遊 技機	ドリーム ジヤン ガスZ	同 上	左 同